

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第一部 労働経済と労働者生活

II 労働者生活

5 標準生計費

人事院の標準生計費

これは国家公務員の労働基本権制限の代償として人事院の給与改定勧告を作成するうえでの参考資料として算出されているものである。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八六年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二四万〇二五〇円となる(第33表)。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用を受ける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この生活保護基準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれることになっている。

東京など大都市(一級地)の標準四人世帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人)にたいする一九八六年度の生活扶助基準額は月額一六万三八七円で対前年一・九%増である。これに教育扶助一七一〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学校給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等が控除される。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)